

珠洲市 地域おこし協力隊又はまちづくり支援員 募集要項

雇用関係の有無	あり
業務概要	<p>能登半島の先端に位置する珠洲市では、令和 6 年に発生した地震及び豪雨からの復旧・復興に取り組んでいます。</p> <p>これまで受け継がれてきた里山里海のいとなみを再生しながら、誰もが心地よく暮らす持続可能な未来をともに創るため、珠洲市の新たな地域づくりを担う一員として活動していただきます。</p> <p><u>主な活動内容：移住・定住の推進及び関係人口の拡大</u></p> <p>(1) 相談対応（個別相談、現地案内、イベント出展等） (2) 情報発信（ウェブサイト、SNS 等） (3) 住みやすい居住環境の整備（空き家の活用等） (4) 多様な働き方に対する支援（テレワーク、創業、事業承継の推進等） (5) 子育て・教育の魅力向上（自然体験や探究学習の推進等） (6) その他、復旧・復興及び持続可能なまちづくりに関すること</p> <p>※地域おこし協力隊とまちづくり支援員で活動内容は同じです。 三大都市圏等の都市地域から珠洲市へ住民票を異動し、国が定める地域要件に該当する方は「地域おこし協力隊員」、それ以外の方は「まちづくり支援員」として雇用します。</p>
募集対象	<p>■共通要件</p> <p>(1) 業務で関わる人との対話を大切にしながら、積極的に活動できる方 (2) パソコンの一般的な操作ができ、ウェブ等での情報発信・コミュニケーションのスキルを有する方 (3) 普通自動車運転免許（AT 限定可）を有し、業務で使用するために借上可能な自家用車を、着任までに所有できる方 (4) 地方公務員法第 16 条に規定する以下の欠格条項に該当しない方 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 珠洲市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 活動終了後、珠洲市内で創業又は就業し、定住する意欲のある方 (6) 年齢・性別、出身地は問いません</p> <p>■地域おこし協力隊員 三大都市圏等の都市地域から珠洲市へ住民票を異動し、国が定める地域要件に該当する方</p> <p>■まちづくり支援員 地域おこし協力隊に係る国が定める地域要件に該当しない方</p>
募集人数	1 名程度
勤務地	珠洲市役所企画財政課、珠洲市産業センター2 階
勤務時間	<p>以下を基本としますが、状況により時間外勤務を行う場合があります。</p> <p>勤 務 日：土・日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く平日</p> <p>勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）</p> <p>合 計：1 日につき 7 時間 30 分、1 週間当たり 37 時間 30 分</p>

雇用形態・期間	雇用形態：地方公務員法第 22 条に規定する会計年度任用職員 雇用期間：任用の日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※活動実績等をもとに年度毎に雇用契約を結び、最大 3 年まで継続して活動することができます。
賃金等	(1) 月額 200,000 円 (月額賃金等から社会保険料等の本人負担分が差し引かれます) (2) 時間外割増賃金 (3) 期末割増賃金（勤務実績に応じて、6 月・12 月に支給） (4) 車両借上料（上限あり）
待遇・福利厚生	(1) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険への加入あり (2) 労働者災害補償の適用あり (3) 年次有給休暇制度あり (4) 市内の賃貸住宅に入居される場合、家賃補助の制度あり（珠洲市に転入後 3 年以内） (5) その他活動に要する経費（電子機器、旅費、消耗品等）については、予算の範囲内で雇用主が負担します
申込受付期間	令和 7 年 5 月 26 日（月）から令和 7 年 6 月 17 日（火）必着 ※応募状況によっては、募集締切日前に募集を終了する場合があります。 ※募集期間内の受付で採用に至らなかった場合は、募集期間を延長することとし、7 月以降は毎月 15 日（土日祝日の場合は翌開庁日）を募集締切とします。なお、採用者が決定次第締め切ります。
審査方法	(1) 1 次審査（書類審査） 下記の書類を持参又は簡易書留により提出してください。 ・履歴書（市販のもので可。写真添付必須） ・応募動機及び業務に対する想いを記述したもの（書式・字数自由） ・住民票の写し ・ハローワークの紹介状 ※郵送の場合は、封筒の表面に「応募書類在中」と朱書きしてください。 ※1 次審査（書類審査）の結果は、応募者全員に通知します。なお、提出された書類は返却しません。 (2) 2 次審査（面接） 1 次審査（書類審査）合格者を対象に、面接を行います。 日程は令和 7 年年 6 月 26 日（木）を予定しておりますが、詳細は、1 次審査（書類審査）結果通知の際にお知らせします。2 次審査（面接）の結果は、2 次審査（面接）を受験した方全員に通知します。 ※珠洲市までの往復旅費等は自己負担となります。
応募及びお問合せ先	〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方 1-6-2 珠洲市企画財政課 担当：杉盛 電話 0768-82-7726 FAX 0768-82-2896 Eメール iju@city.suzu.lg.jp